

論 説

国際金融構造

— グローバル・2国モデル —

紀 国 正 典

I はじめに

国際金融システムの研究には、当然のことながら、構造的アプローチが必要である。これまでのわれわれの研究はこの作業を後回しにして進められてきた。このアプローチによる再構築が行われなければ、国際金融システムのより具体的な姿は明らかにならない。

これまでのわれわれの研究は、近代的な国民金融制度を同じように保有するA国、B国という二つの国民金融システムを仮定し、さらに国際金融システムがこの2国の国民金融システムだけで構成されているものとする最も簡単なモデルを設定し、このような前提条件の下で行われる国際金融機能の遂行方法の検討を通じて、国際金融システムの機能原理を検討しようとしたものである。¹⁾

国民金融システムといつてもここでのそれは、近代的な国民金融制度を単純化させたモデルであり、それぞれの国の金融主権が独立しているということだけをもって、両国の国民金融諸要素を形式的にA国、B国と区別したところの抽象的な存在である。

そのうえ、資本移動、非居住者の利用参入、金融機関の拠点参入が両国共に完全に自由化されると想定することによって、両国の国民金融諸要素が全面的に国際金融機能を果たすことができるようにして、国際金融システムとして最も高度に発達した状態を作り出したのである。

このような前提条件を設定した上でわれわれは国際金融システムの機能原理を考察し、国際金融システムは国民金融システムとその国民金融諸要素による複合的な構成体であること、国際金融機能はいずれかの国の国民金融諸要素の一連の働きによって遂行されざるを得ないこと、これらの組合せによって様々な国際金融機能の遂行方法と可能性が考えられること、この結果、国民金融諸要素はそれぞれの次元で競争的・対立的関係に置かれること、国際金融機能を遂行する国には国際金融権能利益と費用が発生すること、などを明らかにしてきたのである。左記の前提条件の設定によって、国際金融システムの機能原理を簡潔・明瞭に明らかにすることができたのである。

しかし、これらの研究は、国際金融システムの具体的な存在様式やその存在形態を明らかにしたものではない。国際金融システムの様々な存在の可能性を示しただけである。なぜなら、第1に、国民金融諸要素のそれぞれのより具体的な働きは、問題にしてこなかったからである。A国、B国の国民金融諸要素はそれぞれ、別々の金融主権の下にあって形式的に異なった存在になるものとして取り扱ってきただけであって、相互の諸関係や相互作用によって影響を受け、それによってその存在と機能が規定されるものと考えてこなかった。さらに、A国、B国の国民経済や金融規模は同水準、同程度と考え、A国、B国のそれぞれの国民金融諸要素が国際金融機能を同程度に遂行できるものとして扱ってきたが、どれがどの程度遂行能力があるかどうかは、問題にしなかったのである。

第2に、A国・B国のそれぞれの国民金融諸要素が国際金融機能を全面的に遂行できるということを条件に、話をすすめてきたからである。国民金融諸要素の働きが金融主権によって制約され、部分的にしか機能しない状況は問題にされなかった。しかし、実際には、国民金融利益を配慮した金融主権の調整機能によって国民金融諸要素の国際金融機能は様々な程度で制約される。

国際金融システムのより具体的な構造に迫るために、左記の二つの設定条件を自由にしなければならない。これらの設定条件の具体的なあり方によって、国際金融システムのより具体的な存在様式やその存在形態が決定される。国際金融システムは流動的で多様な形態で存在する。

具体的に国際金融システムのより多様な構造を明らかにするためには、そのあり方を決めている諸関係を二つの側面から分析することが必要になる。一つは質的諸関係である。国際金融システムが、国民金融システムあるいはそれらの構成部分である国民金融諸要素の、どういう質の国民金融諸要素によって担われ、どのような質的諸関係によって形成されているのかということである。もう一つは、量的諸関係である。国際金融システムが国民金融システムのどういう国民金融諸要素によってより多く担われ、どのような量的諸関係によって形成されているのかということである。

本稿は、これらの課題について検討を試みた研究である。第Ⅰ章では、質的諸関係からみた国際金融システムの存在様式について考察し、第Ⅱ章では、量的諸関係からみた国際金融システムの存在様式について考察する。²⁾

II 国際金融システムの質的諸関係

国際金融システムの具体的な存在様式やその存在形態は、国民金融システムとそれを構成している国民金融諸要素の質的・量的諸関係によって、形成される。ここでは量的諸関係を無視し、まずは質的諸関係から考察してみよう。

本稿での考察もこれまでと同様、2国モデルを使用してのことであるので、上でいう質的諸関係とはA国とB国という国民金融システム間の、およびそれらを構成している国民金融諸要素間の質的諸関係ということである。質的諸関係の考察とは、これらがより複合的諸関係にあるか、それともより統合的諸関係にあるのか、この諸関係の存在形態を明らかにすることである。このどちらにより近いかで様々な諸関係が考えられるし、またそのような様々な諸関係は現実に存在する。国民金融諸要素の役割や次元の違いに応じて、この諸関係のあり方も異なる。

前述したようにこれまでの研究は、国際金融システムが異なった金融主権によって構成されているという自明の大前提から出発した。金融主権は、対外的に他国の介入を排除できる独立した国家権限であるので、国際金融システムを検討するに際して国際金融システムがこのような独立した国家権限で構成され

ていることを研究の出発点に置くことは、当然の方法であった。そしてこのような絶対的分権的特質は、国際金融システムを考えるに際しての根元的性格であるので、われわれはこれを国際金融システムの基底的複合性と定義したのである。

また金融主権は対内的には超越的な国家権限であるので、その国内では共通の制度や政策を強制的、一律に適用することができる。しかしながら、これはその国内でのことであって、他国に適用されることは先にも述べた基底的複合性のため不可能である。この結果それぞれの国について、それぞれの国の歴史的な慣行、経験、伝統、政策手法に基づいてその国固有の制度や政策体系が形成される。国際金融システムは、このようにして形成された多様な国民金融諸要素によって構成されている。そしてこのような国際金融システムの性格を、これまでのわれわれの研究では国際金融システムの派生的複合性と呼んだのである。³⁾

国民金融システムを機能させている国民金融諸要素は、要素制度と要素機関に大きく分けることができる。要素機関としては、中央銀行や財政当局、さらに規制・監督機関などの公的機関と、実際の金融業務を遂行するところの金融機関がある。要素制度には、金融機関の業務方法とその様式を一定方向に拘束し制御する銀行制度から規制・監督制度、公的機関である金融当局の通貨・金融政策方法を制御する貨幣制度や中央銀行制度、また制度全般を管理するという特殊な位置にある金融行政制度などの直接的要素制度がある。さらに間接的要素制度として税制度や会計制度、情報公開制度、労働慣行や倫理などそれ以外の様々な制度が国民金融機能に影響を与えている。

われわれの研究では、国民金融諸要素を、それらの有機的連関性を明確にするために、金融当局、制度、金融市場、金融機関の4大要素として大略的に分類し、その4次元的把握を試みた。市場という要素は要素制度と要素機関のどちらかに厳密に分類できないが、要素機関の集合的存在として把握した。

国際金融システムの派生的複合性とは、本稿でも設定されている2国モデルでみると、A国においての国民金融諸要素とB国の国民金融諸要素が、それぞれの次元やそれぞれの役割で比較して、機能上の質的差異を引き起こすほど

に異なった存在であるということである。例えば、金融当局についてみれば、A国とB国の金融当局の組織形態は、一元的であったり複数であるなどで様々に異なっているであろうし、さらに金融政策運営や規制・監督の方法や手法、さらにその政策理念についても、通貨安定を重視している政策当局もいればそうでない場合もあったり、規制・監督の強いところもそうでないところもあるなど、様々に異なっている。これらの相違は、金融行政制度や制度政策のあり方や方法などの違いに起因するところが大きい。金融官僚の独占的権限の強いところもあれば、国民的な規制方法が進んでいるところもある。A国とB国の制度の相違についても、統制色の強いところや自由競争の強いところ、金融機関の営業範囲や競争を制限しているところ、金融情報の公開の進んでいるところやそうでないところ、健全度規制の強いところや金融の安定度を重視するところなど、様々に異なっている。市場の取引方法や取引慣行、自主的な取引ルールについても、当然にA国とB国との方法は異なっている。金融機関については、リスク管理が強いところ、健全経営に力を入れているところ、利益重視のところなど、その経営方法や経営理念、管理方法、行動原則が各金融機関ごとに異なっている。またそれぞれの国の独自の共通した特徴もあり、国籍ごとに異なった様相を示す。

この国際金融システムの派生的複合性という性格も、国際金融システムを研究する際の理論的な出発点であるが、それとともに、国際金融システムが現実に形成される際の出発点でもある。またそれは国際金融システムの一般的・平均的な存在形態である。

しかし、可能性ではなく現実的にどちらかの国民金融諸要素が利用されて国際金融機能が営まれるようになり、これとともに国民金融諸要素の質的諸関係が潜在的なものからより現実的なものになるに応じて、この国民金融諸要素間のそれぞれの役割や次元での競争的関係は強まる。その結果、それぞれの国民金融諸要素が、お互いを意識して国民金融諸要素の調整や改革に乗り出す結果、それがそれぞれにまた影響を及ぼすようになる。このようにして、国民金融諸要素相互の作用・反作用の関係は強まり、より動態的に形成される諸関係が発生する。理論的にも現実的にもより発展した枠組みのなかでは、このより動態

的に形成される諸関係を考察しなければならない。

国際金融システムの複合的な構成体としての国民金融システムとその諸要素が競争的な作用と反作用を相互に及ぼし合う動態的諸関係の下では、それらがたがいに反発しあってより分裂的・対立的な諸関係を形成する場合もあれば、あるいは同調的・調整的な諸関係が形成される場合もある。分裂的・対立的な諸関係とは、それぞれの国で自国の利益のために新しい政策が採用されたり、より競争力を強化するための新しい方法が開発されるなどしたため、国民金融諸要素間の機能上の質的差異がそれぞれの役割や次元でさらに拡大し、複合的諸関係がより強まった場合である。この場合、言わば複合的諸関係が自然的派生ではなく、より意識的・積極的な派生によって形成されるのである。同調的・調整的諸関係とは、A国においての国民金融諸要素とB国との国民金融諸要素が、それぞれの役割や次元で、機能上の質的差異を引き起さないほどに類似性あるいは同等性を強めた場合であり、統合的諸関係の発展である。

国民金融諸要素間の機能上の質的差異が拡大すれば複合的関係が強まり、その国民金融要素の機能上の質的差異が限りなく縮小すれば統合的関係が強まる。動態的諸関係の下では、国民金融諸要素間の関係は、自然的な派生的複合性の場合よりは複合性が拡大したり、あるいは複合性が解消され統合されるなどの場合も発生するので、より多様な諸関係が形成される。

ある国民金融要素間の関係について複合的関係と統合的関係の両極が存在するものと設定してみると、この両極の間には様々な度合の質的差異で構成された諸関係が存在することになる。要は質的な機能差異の相対的な程度の問題である。自然的な派生的複合性の場合ですら、様々な程度の質的な機能差異が存在する。なかにはそれらの差異が偶然的に小さく、結果として自然的統合といえるものが成立している場合があることも考えられる。われわれの研究方法では、それらの程度の差異をあえて無視し、国民金融諸要素が異なった主権に属し、それにより当然異なった属性をもっていることを明確にするために一括して派生的複合性と定義したのである。

また、これらの関係は、ある時期では複合的諸関係が強くなったが他の時期には統合的諸関係が強くなるなどの場合や、その逆の場合などのように、時間

的に変化する。これは、国民金融諸要素の質的機能がそれぞれ変化し、そのことによって決定される国民金融諸要素間の質的な機能差異と相対的な関係が変動するからである。

さらに、ある時期やある時点でみて、様々な国民金融諸要素間の関係のそれぞれを比較すれば、質的な機能差異の様々な程度が存在しうる。例えば、ある国民金融要素間では複合的諸関係が強いが、他の国民金融要素間においては統合的諸関係が強いなどの場合や、すべてにわたって統合的諸関係が強い、あるいはすべてについて複合的諸関係が強いなどの場合などである。

全体としての国民金融諸要素の諸関係は、これら個々の国民金融要素の諸関係によって構成されている。これらの諸関係の組合せによって、ある時期やある時点での国際金融システムの具体的な機能体系構造が形成される。またこれらの諸関係の変化とその組合せによってこの機能体系構造はいろいろに変化する。国際金融システムが多様で流動的な存在のは、この機能体系構造が多様で流動的であるためである。

国民金融諸要素間の質的な相対的関係が変動するのは、国民金融諸要素の質的機能が変化するためであるが、国民金融諸要素の性質や役割の違いによってこの機能変化は異なる特徴・様相を表す。

まずは、変化が定量的に確認・測定できる機能要素とそうでないものの違いがある。例えば、金利政策（公定歩合政策）のように、A国の金利が何%，B国の金利が何%と簡単に数値で表示することができ、比較が容易な機能要素もあるが、他方、情報公開制度（水準）のように、それが金融取引や金融システム全体に及ぼしている総合的な効果を、事務コストなどを除いて、定量的に比較することが困難な場合もある。

また、その諸関係の変化により時間のかかる機能要素とそうでないものとの違いもある。例えば、市場の取引慣行や自主的な申し合わせは、内部関係者で合意が成立すれば改訂は容易であるが、これに対して諸制度のように、関係者の利害調整により時間のかかる要素ほど改革は困難である。諸制度のなかでも会計や税制度などのように影響の範囲が広いものほど、改革が困難となる。一般に、より影響を及ぼす範囲が広くしかも影響度の強いものほど、また規模の

大きいものほど、変化や改革に時間がかかる。金融機関の経営方法や様式の改革の場合、小規模の金融機関ほど小回りがきく。

影響の及ぼす範囲が広くても、権限が集中している機能要素は権限の分散しているものよりは変化は速い。例えば、金利政策（公定歩合政策）は、金融当局（中央銀行）の専権事項であり、しかも国民経済の景気や物価動向をにらみながら隨時変動させられる。

一般に、主権との関わりが強かったり、権力性が濃厚な機能要素ほど、その改革が困難で時間がかかる。さらに、他の機能要素との連関性が強いものとそうでないものとの違いもある。

諸関係の変動のいろんなケースを、A国、B国という2国モデルを利用して検討してみよう。

これには、どちらか一方の国だけが国民金融諸要素の質的機能の変化・改革に動くことによって国民金融諸要素間の相対的関係が変動するケースと、両者の国がそれぞれの国民金融諸要素の質的機能の変化・改革に動くことによって国民金融諸要素間の相対的関係が変動するケースの二つがある。前者のケースを詳しくみていく。

前者は、例えば本稿のモデルでいうと、A国は変わらないのに、B国だけがその国民金融諸要素の変化・改革に努める場合である（当然にこの逆もある）。この場合、B国がA国とは異なった水準の政策を採用したり、あるいはA国の方針とは異なった機能を発揮する施策を導入したり、あるいは新しい機能を発揮する方法を開発したりする場合には、A国とB国の国民金融諸要素間の複合的関係が拡大する。他方、B国がA国と同水準の政策を採用したり、A国と類似あるいは同等の制度や方法を導入する場合には、A国とB国の統合的関係が強まるのである。

このようなB国単独の変革行動が引き起こされるケースの第1は、B国が、その単独意思によって自発的に行う場合である。この場合、A国・B国間にはB国の意思や行動を束縛させる拘束的交流関係は働いていない。当然にこれはB国の自由意思によるものであって、B国の国民的金融利益を擁護するかそれを高めるために引き起こされたものである。

B国の変革行動を促す要因には、対内的要因と対外的要因がある。対内的要因とは、B国におけるそれまでの政策水準や諸制度、経営方法などの変化・改革を必要とするに至った諸契機が、もっぱらB国の国民金融や国民経済の調整のためである場合である。インフレや景気後退などに対処するために新しい金利水準が必要になった場合や、それまでの方法では対応できない事態や欠陥が発生したりあるいは科学技術やソフト技術の発展によりさらに効率的な方法が発生したため、制度や市場、経営方法の改革に乗り出さざるを得ない場合などである。

国内調整を目的としたB国の変革行動であるが、その結果としてA国との対外関係については二つの反対方向の変化が発生する。B国の諸要素が結果的にA国とは異なった機能を保有してしまったことによってA国との新しい機能差異が発生する複合的関係拡大の場合と、B国の諸要素が結果的にA国と同等の機能を保有してしまったことによって、それまで存在していたA国との機能差異が解消される統合的関係拡大の場合の二つである。例えば、金利政策という機能要素について考えてみると、B国中央銀行が国内のインフレ抑制のため国内金利を引き上げた時には、それまで平準的であったところのA国との金利格差が拡大する結果が生じる場合があれば、その逆にB国金利がA国水準に近接し、それまで存在していたところの金利格差が解消され平準化される場合がある。さらに、制度などの機能要素について考えてみると、B国が制度や市場、経営方法の改革に際して、新しい方法を開発したためA国との機能格差が拡大する場合もあれば、あるいはA国と類似の問題を抱えていたため結果的にA国と類似する方法が採用されたためか、あるいはより積極的にA国の先進的な経験や方法が導入されたためA国との格差が縮小するなどの場合がある。A国の優れた方法が導入される場合には、次に述べる対外要因との区別が曖昧になるケースもある。

対外的要因とは、B国におけるそれまでの政策水準や諸制度、経営方法などの変化・改革を必要とする諸契機が、もっぱら他国の国民金融諸要素との国際競争のためである場合である。複合的関係の拡大は、例えば、B国が有利な競争条件を形成するために新しい政策や制度を導入して、A国との競争条件の

格差を拡大する場合に発生する。統合的関係の拡大は、例えば、B国がA国と類似あるいは同等の政策・制度を導入してA国との競争条件を平準化させ、A国に対する不利な競争条件の格差を解消させる場合に発生する。前述したようにA国とB国の国民金融諸要素の競争関係が潜在的なものからより現実的なものに発展するにつれて、このような諸要因による変革機会が増大する。

以上のケースは、B国だけの自発的意思にもとづいているので、諸関係の変化が短期的、流動的になることも多い。また変化も激しい。この変化は、その変化のたびに、国際金融システムの利用者に利用要素の転換を引き起こす。利用者は、実需目的であれ投機目的であれ、それぞれの価値観からより有利な方法を選択する。この結果、新しい利用秩序にシフトするための利用変換行動が発生する。例えば、先の金利の例でいえば、新しい金利関係に基づいた国際的な利用体系シフトが発生したため、新しい資本移動（とくに短期資本の）やそれに伴う為替相場の変動が発生する。この新しい利用秩序は、B国単独の動きによって引き起こされたものであるとはいって、A国に重大な影響を及ぼす。これは、一方ではA国にとっても有利な金利・相場環境を形成するなどA国の利益になる場合もあるが、他方では、A国の有利性が消失したりあるいはA国にとって望ましくない金利・相場環境が発生し、これに対処するための調整費用がA国の負担となるなど、A国の不利益になる場合も多い。この結果、事後的にあるいは事前のにも、A国、B国間の摩擦・対立要因になり緊張関係が強まることもある。

B国単独の変革行動が引き起こされるケースの第2は、A国、B国間になんらかの拘束的交流関係が働いての結果である場合である。拘束的交流関係とは、A国、B国間の交渉や話合いによって政治的合意や条約などが成立するなどの公式的な拘束関係か、あるいは政治的・外交的・金融的・経済的な事実上の力関係などの実質的な拘束関係によって、両国の意思や行動を一定方向に束縛させる力学が働いている国家間の関係である。これには両国の自発的意思に基づいて拘束関係が成立している協調的な拘束関係と、どちらかの国が非自発的意思で支配的立場にある他方の国によって拘束されている支配・従属的な拘束関係がある。いずれであれ、両国の意思や行動を一定方向に束縛させていくので

あるから、一国の意思だけで自由に国民金融諸要素の機能を変革させることは抑制され、両国の機能要素の関係は合意された一定の方向に向けて固定化せられる。機能格差をつける方向で固定化させるか、あるいは機能の均等化をはかる方向で固定化させるのか、二つの方向がある。前者が複合的関係を強める方向での固定化であり、後者が統合的関係を強める方向での固定化である。

B国単独の変革行動がA国との協調的な拘束関係の下で実施される場合、これはA国と機能格差をつける方向にB国が行動することについてA国・B国間で合意が成立している場合か、あるいはA国と同調させる方向にB国が行動することについてA国・B国間で合意が成立している場合のいずれかである。いずれの方向であれ、このようなB国の行動は、これがA国をふくめて両国に利益をもたらす場合か、あるいはそうしなければ両国に不利益を発生させる場合に選択される。その利益・不利益の両国への帰属程度が不均等であるとしても、なんらかの程度で両国に恩恵があることが必要である。

例えば金利政策という機能要素について考えてみると、B国が金利を下げるか上げるかしてA国との金利格差をつけることで両国で合意が成立するか、あるいはA国と金利を同調させることで両国において合意が成立する二つの場合があるが、いずれにしてもこれはB国にとってインフレ対策や景気調整などの国内対策上利益であるだけでなく、同時に、資本の流れや為替相場の変動を両国にとって望ましい方向に誘導できたりあるいは安定させることができることや、さらにこのことによってA国の金利政策にとっても望ましい政策環境が発生することなどの条件が必要である。あるいは、両国がより優先的な国際均衡上の利益のために、共に国内均衡上の利益を放棄することを合意することも有り得る。これはそうしなければ、両国にさらに大きな不利益が発生するかもしれないなどの場合である。A国、B国が持続的に両国の金利水準を同調させる政策を採用している場合は、両国において金利政策統合が成立しているのである。また為替政策という機能要素について、共通の目標水準が確立している場合は、両国において固定為替相場制が成立しているのである。

また、金融制度という機能要素について考えてみると、これにはB国がA国と分業的に補完しあうような制度改革に踏み出すことによって、両国で機能

的に異なった制度を持ち合うことで A 国, B 国間の合意が成立する場合と, B 国が A 国の国民金融諸制度に收れんすることで A 国, B 国間の合意が成立した制度統合の場合がある。前者は、A 国方式と B 国方式が補完的に並立している状態である。B 国にとっては改革費用が伴うが、両国は分業的に補完しあう諸制度を互いに利用することによって発生する利益を共に享受できる。また後者は、A 国方式が両国において国際標準として認知されたということになる。B 国にとっては改革費用が伴い、A 国に至っても格差利益が消失するかもしれないが、それを上回る利益が見込まれる。両国は共通の制度を利用することによって発生する利益を共に享受できるのである。

以上の協調的拘束関係のケースは、変革行動に複数国の自発的な意思決定が関係するという程度で、一国の自発意思で決定される場合よりは関係の形成に時間がかかるが、一度形成されれば自発的なケースよりはその関係が長期的、持続的になることが多い。

B 国単独の変革行動が、A 国との支配・従属的な拘束関係の下で実施される場合についてみてみよう。これは、B 国単独の変革行動が両国の利益のためにではなく、主に支配的な立場にたつ国の利益のために起こされるものである。このためその利益・不利益の帰属の程度が両国で甚だしく不均等になる。協調的な拘束関係の場合でも一定程度不均等な利益関係が発生する場合もあることは前述したが、支配・従属的な拘束関係の場合には明確にそして著しい程度で不均等な利益関係が発生する。ただし、実質的な拘束関係の場合には、それが協調的関係なのか、支配・従属的関係なのか、厳密に線引きできないケースも存在する。

A 国が支配的な立場にたっている場合、B 国単独の変革行動はもっぱら A 国の利益のために実行される。従属的立場にある B 国はこの変革にともなう費用を主に負担するのである。例えば、B 国が物価安定や景気調整という国内均衡を犠牲にして、金利政策や為替政策で A 国が有利になるように格差的にあるいは同調的に金利を調節する場合や、B 国が制度改革費用を主に負担するがこれによって生じる分業的あるいは統合的制度の利益の多くが A 国に帰属する場合などである。

B国が支配的な立場にたっている場合、B国単独の変革行動はもっぱらB国の利益のために実行される。従属的立場にあるA国はこの変革にともなう費用を主に負担するのである。例えば、B国が物価安定や景気調整という国内均衡を優先して金利を調節するが、これによってA国が金利政策や為替政策上不利になってしまってその対抗措置や防衛措置を抑制される場合や、B国が制度改革費用を負担するとしても、これによって生じる分業のあるいは統合的制度の利益が多くがB国に帰属する場合などである。

ところで、これまで検討してきたケースは一方の国だけが動く場合であったが、両方の国がそれぞれの国民金融諸要素の質的機能の変革に動くことによって国民金融諸要素間の相対的関係が変動するケースも検討しなければならない。しかしこれらを逐一検討するには及ばない。これまでみてきたB国が変革に踏み出すケースをA国にも適用し、それらを組み合わせたいろんな事例を想定すればよいからである。

A・B両国がそれぞれの自発意思で変革に踏み出すケースでは、A・B両国が動くのであるから、複合的関係が拡大するのは、A・B両国が、対内要因からあれ対外要因からあれ、それが新しい政策水準に移行したことによって格差が拡大した場合や、それが異なる方向の制度改革や開発を実施した場合などである。統合的関係が成立するのは、それが新しい政策水準に移行したことによって格差が縮小あるいは消失した場合や、それが制度改革や開発を実施するが、A・B両国で互いに影響しあうことによって結果的に類似あるいは同一の制度を導入することになってしまった場合などである。A国、B国の自発的意思にもとづいてそれが動くので、両国の諸関係の変化は一国が動くケースよりも短期的、流動的になることが多い。また変化も激しい。

拘束的交流関係が存在するケースでは、A・B両国で或る一定の方向にむけて複合的関係あるいは統合的関係を発展、維持、固定させることで合意が成立し、それにむけて両国がそれぞれの諸要素の変革に取り組むことになる。両国が変革に動くので改革費用は両国の負担となる。複合的関係の合意では、A・B両国が、政策水準の格差を形成・維持する方向にそれが動いたり、分業

的に補完しあう新しい制度にそれが移行することになる。統合的関係の合意では、A・B両国が、政策水準の格差を消失させる方向にそれが動いたり、A・B両国が共同開発したあるいは第三の新しい共通の制度にそれが移行することになる。これらによって発生する利益が両国に帰属するのが協調的拘束関係が存在している場合であって、主に支配的立場の国に帰属するのが支配・従属的拘束関係が存在している場合である。

ここまででは国民金融諸要素間の関係のいろんな変動を言わば水平的にみてきたが、それぞれの変動の垂直的な相互関係についても考える必要がある。これにはある国民金融諸要素の関係の変動と他の国民金融諸要素の関係の変動のそれが相対的独自性をもって変動する場合と、それぞれの関係の変動が相互に影響しあい連動する場合がある。

相対的独自性をもって変動するというのは、例えば、ある国民金融諸要素の関係が複合性を強めるが他の国民金融諸要素の関係が統合性を強める場合や、ある国民金融諸要素の関係が統合性を強め他の国民金融諸要素の関係も統合性を強めるとしてもそれらがそれぞれ別々の要因によって生じる場合などである。これはそれぞれの諸要素の関係がそれぞれ独自の法則と要因によって変動するからである。国民金融諸要素の関係を変動させる対内要因はそれぞれの要素や国ごとに様々な事情があるし、また対外要因についても競争関係が激化している要素もあればそれほどでもないものもあり、さらに機能要素の性質の相違もそれぞれの変動の独自性に影響するのである。

他方、ある国民金融諸要素の関係の変動と他の国民金融諸要素の関係の変動が影響しあい連動する場合もある。当然のことであるが、それぞれの諸要素がそれぞれの国民金融システムにおいて、統一有機体として相互に連関（垂直的連関）しているからである。例えば、金融機関間の国際競争の激化が、金融機関の国際競争力に影響するそれぞれの国の市場や制度の競争を激しくすることもある。あるいはそれが競争条件の平等化（いわゆるレベル・プレーイング・フィールド）要求を高めて規制制度の均等化を招くこともある。また金融機関間の国際競争の激化が、金融当局間の摩擦・対立などの競争関係を強める場合もあれば、それが金融リスクを増大させこの対処のために金融当局間の協力関

係を促す場合もある。とりわけ、金融当局間の関係はそれぞれの支配下にある国民金融諸要素の関係に強く影響する。例えば、金融当局間のヘゲモニー争いの激化が制度・市場の対外競争力を強める改革競争を煽る場合があるだろうし、あるいは当局間の協力・協調関係の進展が金利協調や制度統合を促進させることもある。

統合現象を、本稿では、国民金融諸要素が質的機能の面で類似性・同一性を強める現象であると広義に理解してきた。このように一般的に把握することによって、さまざまな統合現象を具体的に分類し、国際金融システムの多様な運動様式を明らかにできるからである。

統合現象には、一時的性格のものと持続的性格のものがある。本稿では、一時的性格の統合も瞬間的なものを除いて、統合現象にふくめて理解してきた。統合現象を動態的な関係の変動のなかで把握するためである。国民金融諸要素間の関係は、ある時期には同調的になったり他の時期には分裂的になったり、あるいは分裂的関係が一気に同調的関係に転化したり、また同調的関係が次の段階の分裂的関係を準備するというように、複雑な運動をする場合もある。統合的関係が長期にわたって継続する場合には持続的性格の統合ということになる。これは、国民金融諸要素が相互に影響しあって普遍的な水準や標準に到達した場合や、前述した拘束的交流関係の下で強い統合的関係で結ばれている場合などに成立する。しかしこの場合もこの関係が永久に持続するとは限らない。

また統合現象には、関係する国家が目標をもちそれに向けて一定の手順を定めて統合をすすめる計画的統合と、さまざまな関係の変動のなかで成立した偶然的（非計画的）統合がある。さらに統合現象は、対外要因による改革のように相手を意識して実現させられた意識的統合と、もっぱら対内要因による改革によって結果的に成立した無意識的統合に区別することができる。

統合現象は国民金融諸要素のそれぞれについてと、全体についてみることができる。前者は、国民金融諸要素のそれぞれについての統合的関係の完成形態であって、部分金融統合と把握することができる。有機的にからまつた国民金融諸要素の分類は困難であるが、本稿で便宜的に大づかみに分類した機能要素に沿ってみれば、部分金融統合には、金融機関の経営・管理や業務態様が類似

化する金融機関統合、市場取引の方法や取引商品、取引手段、取引慣行などが共通化する市場統合、そして貨幣制度統合、金融制度統合、規制・監督制度統合などのように諸制度が標準化する制度統合、さらに金融政策統合、為替政策統合などの政策運営が同調水準で操作される政策統合などが存在することになる。

歴史的にも、部分金融統合は存在した。例えば、国際金本位制は貨幣材料として共通のものが使用されているという点で貨幣統合ということもできるし、固定為替相場制度は一定水準の共同相場を維持するという点で為替政策統合といえるし、1987年に国際合意をみたBIS 規制のような健全度規制（自己資本比率規制）の国際標準化は、規制統合の一例である。金利政策や為替政策を経済的交流の深い隣国と同調させている小国も存在する。

これらの部分金融統合が増えていけば、全体金融統合ということになるが、これらの関係については後ほど検討する。

本稿のここまで設定条件では、国民金融システム間の質的諸関係は全面的なものとして取り扱われてきた。それは国民金融システムとその諸機能が完全に国際金融機能をもつことを前提に話をすすめてきたからである。例えば、本稿の2国モデルでみると、A国に居住する甲や金融機関等がB国の国民金融諸要素を自由に利用でき、およびB国に居住する乙や金融機関等もA国の国民金融諸要素を自由に利用できるということであった。

しかし、国民金融システムとその諸要素が国際金融機能をもつためには、すでに国民経済のために国民金融システムが備えている国民金融諸要素の利用が非居住者のために開放・許可されていなければならぬのである。非居住者の立場からすると、その国の国民金融諸要素を利用するために参入する、つまり利用参入が現実に可能でなければならない。ただし国際金融機能に転化される機能は、すでに国民経済のために国民金融システムが備えているので、それ事態として特別の改革や整備は必要ではなく、ただ非居住者による利用を開放・許可するだけでよい。（より競争力をつけるなどの対応が迫られ、このための事前の準備としての改革はもちろん必要だが）。つまり、潜在的に国民金融システムとその諸要素がすべてこのような国際金融機能を備えているので上述し

た前提条件の設定が可能であったのである。

この利用参入の拡大・進展によって、国民金融諸要素はますます多くの国際金融機能を獲得し、国際金融機能をもった国民金融諸要素がますます増加し、これとともに国民金融諸要素間の質的諸関係は潜在的なものからより現実的なものに、そして部分的なものからより全面的なものになる。国民金融諸要素を国際金融システムの潜在的形成要因から現実的形成要因へと発展させるものは利用参入である。利用参入は国際金融システムの現実の形成要因である。

ただし、利用参入が可能であることと、実際に参入利用されることとは別のことである。それは利用が開放されていることと、実際にそれを利用する人がいることが別のことであるのと同様である。前者を、形式的利用参入、後者を実質的利用参入と呼ぶことにする。ここで検討する利用参入は、前者の意味においてである。

利用参入が拡大・進展するために、克服されなければならない障害は多いし、また大きいものがある。

まずは、国と国との空間的・物理的な距離、隔たりの克服が必要である。本稿は2国モデルであるのでとくに問題にならないが、実際には人間、物資、情報の国を越えた移動・移送・運搬が、時間や費用や安全性などの面で容易にならなければならない。このためには、運搬手段、通信・情報送信手段や設備の発展が、ソフトやハード面で進み、高速化や低料金化が実現することが必要である。これが利用費用や利用参入の総費用の低廉化につながる。

次に、金融取引は不特定多数を相手にしたサービス取引なので、取引相手に関する情報や取引方法に関する情報が格段に重要になる。この情報が国境をこえても、正確、確実、豊富、安価入手できること、および文化、慣習の違いをこえ実際にこの情報を理解できることが不可欠である。他国の法制度や文化・慣習の理解が不十分で思わぬ不利益をこうむるいわゆるリーガル・リスクやカルチャー・リスクの発生は、この情報理解の重要性を示すものである。

しかし、本稿で検討されなければならないのは、以上のような基盤的条件ではなく、国境をこえた利用参入を直接に制限・制約している国家による諸規制である。非居住者がある国の国民金融諸要素を利用することができるためには、

この参入諸規制が解除・撤廃され、自由化されなければならない。参入諸規制には、非許可制、厳格な許可制、許可制、届出制、有事規制、事後報告制、完全自由までのさまざまな段階や手続き方法があるが、ここではこれらの細部に立ち入らず、利用参入が自由化されるための一般的条件を検討してみよう。

第1に、利用参入が完全に自由化されるためには、対内利用参入と対外利用参入のどちらもが自由化されていることが必要である。対内利用参入の自由化とは、自国の国民金融諸要素の利用を非居住者に開放すること、このために存在している諸規制を撤廃することである。対外利用参入の自由化とは、他国の国民金融諸要素の利用を居住者に開放すること、このために存在している諸規制を撤廃することである。

例えば、A国に居住している甲がB国の国民金融諸要素を自由に利用できるためには、B国の金融当局が自国の諸要素の甲による利用を規制しないこと（B国における対内利用参入の自由化措置）と、A国の金融当局が他国の諸要素の甲による利用を規制しないこと（A国における対外利用参入の自由化措置）の両方が必要である。このことは、B国に居住している乙がA国の国民金融諸要素を利用する場合についてもいえることである。かくして、A・B両国ともにそれぞれの国における対内利用参入と対外利用参入の両方を自由にすることが必要になる。

しかし、ある国が居住者に対する利用参入を認めるということは、自国の国民金融諸要素の利用からの逃避が発生する恐れをかかえるということであり、場合によっては空洞化の危険性を負うことであり、他方、対内利用参入を非居住者に認めるということは、国際金融機能を遂行することによって発生する国際金融機能費用を自国の国民金融諸要素が負担しなければならないということになる。このため、実際にはさまざまな程度の各種の規制が残されているのが現状である。一般に対内利用参入の規制撤廃よりは対外利用参入の規制撤廃の方が優先される。とくに経済・金融力の弱い国や後進国の場合にそうである。しかし、1980年代以降、先進国において国内市場や取引の近代化や改革のための挺子・外圧として、そしてこれによって自国の国際金融機能利益を高めるため、対内利用参入の規制撤廃を優先する傾向も現れている。

第2に、利用参入の自由化のためには、その利用がすべての利用参入者に開かれていなければならない。個人、企業、政府機関、金融機関そして金融当局・中央銀行が利用参入者として登場する。一般に、信用度やリスク管理などの管理能力があるという理由から政府機関や大手の企業、金融機関の自由化が優先され、小規模な企業や個人の対外利用参入の規制が残る傾向にある。⁴⁾

第3に、すべての取引についての自由な利用参入が可能でなければならない。取引の種類を規模でみれば、ホールセール取引（卸売取引）や大口取引、そしてリテール取引（小売取引）や小口取引に分けることができる。後者の制限が残される傾向にある。取引内容でみれば、決済取引や為替取引、そして貸借取引としての信用・貸付取引と資本取引、さらに金融サービス取引に分けることができる。金融サービス取引とは、金利や配当ではなく手数料や委託料によって報酬が支払われる場合の取引を総称したものである。さらにこれにクロス・ボーダー・サービス取引がある。これは金融サービス取引について、その国に居住し、そこで国際取引に着手し、その認可を受けている専門仲介人ではない仲介人を介しても、国境をこえて資本市場にアクセスできる取引のことである。OECDの資本移動自由化コードや貿易外取引自由化コードの各国の留保状況、そしてEU金融統合の進展状況をみても、短期の預金取引や資本取引、および決済性取引の対外利用参入の規制が残される傾向にある。⁵⁾

第4に、以上の利用参入が形式的ではなく、非居住者が参入現地国において実際に居住者となんら差別なく取引に参加できなければならない。これを、内国民待遇の原則（National Treatment）という。そしてある国の居住者に対して与えた待遇水準は、これをすべての国に差別なく適用することを、非差別原則（Non-discrimination）あるいは最恵国待遇原則という。どの程度の待遇が認められるかは、2国間あるいは多国間の国家間交渉によって決められるが、近年は相互主義や2国間主義が台頭ってきて、上述の原則が軽視される傾向にある。

第5に、重要なことは、金融機関の拠点参入も自由でなければならないことである。拠点参入とは、新規設立や買収などの方法で他国に支店や子会社などを設立し（対外直接投資）、この拠点を経由してその現地国で取引に参加する

ことである。一般にサービス取引の場合にそうであるが、とりわけ金融サービスの場合に、前述したように現地に直接アクセスしてさまざまな情報を入手できることが不可欠なので、拠点参入はこの重要な手段となる。

拠点参入についても利用参入のところでみたのと同様に、対内拠点参入と対外拠点参入の両方が自由でなければならない。例えば、A国に居住するA国籍の金融機関がB国に支店や出張所あるいは子会社を設立する場合、B国金融当局による対内拠点参入の規制撤廃措置（対内直接投資の自由化）とA国金融当局による対外拠点参入の規制撤廃措置（対外直接投資の自由化）が必要になる。

第6に、ただ形式的に拠点参入できるだけでなく、参入現地国で実際に居住者となんら差別なくそこでの取引に参加できること（取引参入）が保証されなければならない。この点で、内国民待遇の原則や非差別原則は、拠点参入の場合にとくに重要になる。

しかし、拠点参入の自由化にも困難を伴い、金融摩擦、投資摩擦などの国家間紛争の種になる。とくに対内拠点参入の自由化について、OECDの資本移動自由化コードでも留保国が多い。EU統合では第2次銀行指令で域外国に対する相互主義原則（Reciprocity）が制定されている。相互主義は、自由化の進んだ国が遅れた国に開放を促す作用もあるが、他方ではこれを盾に拠点参入が拒否されるというように保護主義的に運用される場合も増えており、二面的な作用を果たす。一般に受け入れ国の方で子会社形態の拠点参入が歓迎され、支店や出張所形態での拠点参入が敬遠される傾向にある。

以上のように、利用参入には、参入制限から部分自由化、そして完全自由化までの様々な程度や段階が存在する。利用参入の制限・規制は、利用参入者にとっては参入利用の障壁となる。国民金融諸要素の側からすれば、機能行使・発揮できる範囲が、制限されるということである。つまり、利用参入の制限が存在する場合には、国際金融システムは、制限・障壁によって分断された国民金融諸要素によって構成されることになる。これを、質的機能の異質性という意味での複合性とは違った意味で、参入的側面からみた複合性、参入複合といふことができる。同様に、利用参入の完全自由化は、質的機能の同等性といふ

意味での統合性とは違った意味で、参入的側面からみた統合、参入統合ということができる。⁶⁾

利用参入の運動と国民金融諸要素の運動とは、相互に作用を及ぼし合う。利用参入の進展は、国民金融諸要素間の競争を激化させ、すでにこれまでみてきたようにある場合には技術変革や制度変革を促して要素複合を推進させたり、またある場合には、競争作用や競争調整作用、さらに競争条件の平準化作用などによって、要素統合の推進要因ともなる。より競争力を強化する地域合同運動（一種の地域カルテル、地域トラスト）を発生させることもある。また、参入統合の進展による国民金融諸要素間の競争・対立の激化が、今度は逆に参入制限・排除（参入ブロック化）を引き起こすこともありうる。

質的側面からみた国際金融システムの存在様式は、参入複合から参入統合までの様々な参入の総体的な水準・程度と、要素複合から要素統合までの様々な質的諸関係のいろんな組合せによって多様に形成される。第1表は、このような国際金融システムの質的な存在様式を、複合形態、部分統合形態、金融主権統合形態という三つの特徴的な形態に分類してまとめたものである。国際金融システムの形成要因は、前述したように、利用参入と国民金融諸要素であるが、表では国民金融諸要素について金融機関を掲げることを省略した。これは、金融機関が形成要因ではないという意味ではないし、また金融機関の経営・管理・業務の方法や様式についても格差が大きい場合もあるいはより共通性を強める場合もある。また、所有面からの組織統合による金融機関統合の動向も国際金融システムの存在様式にとって重要な要因である。しかし、金融主権統合形態であっても完全国営でない限り金融機関の所有は分散的であり、このため経営様式も多様である。つまり、金融機関という要素についても複合的関係あるいは統合的関係が存在し、その動向は国際金融システムの存在様式に重大な意味をもつものであるが、しかしその関係は直接に国際金融システムの存在形態の違いに影響を与えないものである。

この表は、国際金融システムの質的側面からの様々な形態を概略的に理解するための一つの手段にすぎない。現実には、この表では把握できない様々な存在様式や存在形態がある。現実の存在様式やその運動法則を解明するためには、

第1表 國際金融システムの質的諸関係からみた存在様式

形成要因 存在様式	利 用	参 入	市 場	語	制 度	政 策	金 融 主 権
	為替：金融機関越え入り金融を凭る参入	商品取引方法：取引手帳用参入	国民貨幣制度	金融規制（税）会計制	金融政策（金利）通貨調節	為替政策（金利）	金融政策権限（為替政策権限）
I 金融主権統合形態（完成形態）	完全自由	完全自由	单一方法	单一貨幣	单一制度	消滅	单一金融政策（金融主権の全面移管）
II 部分統合形態、政策統合、制度統合、市場統合、参入統合			共通方法	共通貨幣	共通制度	固定為替相場制	複数・独立金融主権（競争・摩擦、調整などに応じた複数の政策を並行して実施する）
III 混合形態（多様な形態）	規制から自由化までの程度（程度）と主権（主権）	規制から自由化までの程度（程度）と主権（主権）	多様な方法（ヨーロッパの市場で標準化されたものと主権化されたもの）	多様な国民貨幣（ユーロと主権化されたもの）	多様な制度（標準化されたものと主権化されたもの）	独立・多様（政策代替行為（改訂）、政策削除（モニタリング）、政策分離（モニタリング））	複数・独立金融主権（競争・摩擦、調整などに応じた複数の政策を並行して実施する）
EU金融統合	目標（歐州連合条約で定めた範囲の完成）	基本的に自由	すべての自由（主権）	すべての金融融資取引に付随する（域内・域外）	標準的な国民貨幣制度	共同政策（ヨーロッパの標準化された制度）	部分統一金融主権（加盟国中央銀行による監督が州中銀に移管）
	現段階連合条約（欧州連合条約の発効時点：1993年11月）	原則自由（第4次修正本移動：1990年7月発効）	銀行分野での銀行内外相互往来（主要な銀行）	多様な国民貨幣制度	標準（ユーロ化）と民元存（多様な制度）	経済取扱いと相場維持の協調政策（IMFに対する調整的金融政策）	複数・協調金融主権（経済取扱いと相場維持の協調政策を量産する）

多大な研究課題が残されている。

「複合形態」は、国際金融システムが様々な利用参入水準とそれぞれ多様な質的機能の国民金融諸要素によって形成されている場合の様式であって、ここで一つにまとめることが困難なほど多様な形態が考えられる。

「部分統合形態」は、前述したように、利用参入と国民金融諸要素のそれぞれの要素について統合的諸関係が発生した場合の国際金融システムの様式である。第1表では、参入統合、市場統合、制度統合、政策統合と四つにまとめたが、この一つだけが成立している場合もあるいは複数成立している場合など、いろんな形態が考えられる。

「金融主権統合形態」となると政策権限や規制・監督権限、そして中央銀行や監督当局などの政府機関も統合されることになる。金融主権統合の完成段階では、国民金融システムそのものが解消され、一つの世界的なシステム、すなわち国際的なシステム（もはやこの表現は適切ではないが）に一体化される。なお、表では完成形態を表したが、最初に金融主権だけ統合して徐々に他の諸要素の統合整備に向かう過渡的な形態もある。

さらにこの上に政治・軍事主権の統合まで進んだ国家統合の形態を考えることができる。ここまで進展すると金融統合はより強固なものになるが、第1表では省略した。

統合現象は段階的に区分できるが、段階的に発展する法則性をもっているわけではない。例えば複合形態が部分統合形態へ、そして金融主権統合形態へと、漸進的あるいは積み上げ的に発展する法則性が存在しているのではない。ちなみに、経済統合について、五つの発展段階を示す論者もいるが、これを金融統合に適用して、段階的発展の法則とすることができるかもしれない。現にEU統合の進展をみると、資本移動の自由化から制度統合へ、そして政策統合から主権統合へとほぼ段階的に計画されている。しかし、これらの段階的発展は、統合のより容易な諸要素からより困難な諸要素へと統合を計画的に進める場合の、統合の進展の一つのケースである。金融主権統合形態が崩壊し、部分統合的形態や複合形態へ、あるいは部分統合形態が崩壊し、複合形態へ進む場合もある。現実にどのように運動するかは、その時代やその時々の具体的な政

治的・経済的・科学技術的諸条件による。⁷⁾

金融統合は、関係する国の数によって、2国間の関係に留まる2国間金融統合、地域的に隣接するいくつかの複数国に関する地域的金融統合、すべての国に関する国際的金融統合に分けることができる。本稿は2国モデルであるので、地域的金融統合を示すことはできないが、参考までに、EU金融統合の進展について、欧洲連合条約（いわゆるマーストリヒト条約）の発効時点の到達段階とその完成目標を、第1表に追加しておいた。この地域的金融統合は、より競争力を強化するために地域合同運動（一種の地域カルテル、地域トラスト）が発生した例である。⁸⁾

国民金融諸要素の質的差異は、量的な差異を形成する。国際金融システムの質的諸関係は、量的諸関係に転化する。次には、国際金融システムの量的諸関係について、検討しなければならない。

III 国際金融システムの量的諸関係

国際金融システムのより具体的・現実的な構造に接近するためには、量的な側面から国際金融システムの構造を考察すること、その量的な諸関係のいろんなあり方を考察することも不可欠である。

しかし、これまでの展開では、国際金融システムが量的にどのように異なる国民金融システムあるいは国民金融諸要素によって構成されているかについてふれてこなかった。質的諸関係の考察が先決だったからであり、質的諸関係の純粋な考察のためには余計な要因であるとして、これを無視してきたのである。ところが国民金融諸要素の質的な諸関係からみた国際金融システムの存在様式が明らかになった今では、それらを量的な側面から検討することは可能である。国民金融システムあるいは国民金融諸要素がどれほど国際金融機能を遂行できるのか、国際金融機能の量的配分関係はどのようにになっているのか、これらの考察がここでの検討課題になる。

ここで検討も2国モデルを使用して行われる。このため量的諸関係といつてもあくまで相対的な量的諸関係である。本来は、このような相対的な量的諸

関係だけでなく、絶対的な量的諸関係からの考察も必要である。国民金融システムの量的規模は、人口、国土、資源、経済力、産業構造、貿易構造、国民経済規模の違いによって、様々に存在するからである。しかし、質的諸関係のところでも述べたように、これらの考察は理論発展のより具体的な段階で明らかにされなければならない。

前章で具体的に考察された国民金融諸要素の質的な機能差異は、国民金融諸要素の機能性の量的な諸関係を形成する。例えば、本稿のモデルでみると、A国方式の機能を有する諸要素が、B国方式の諸要素よりも、いろんな理由や動機によって利用者により多く選好されることになるかもしれない。そうなれば、A国の国民金融諸要素はより多くの国際金融業務を遂行できることになり、結果としてより多くの国際金融機能を支配することになる。A国の国民金融諸要素は、このような質的機能を提供することのできる力をもっているのである。われわれの研究では、より多くの国際金融機能を遂行できる能力のことを国際金融権能と呼んできた。国民金融諸要素の質的な機能差異は、単なる差異にとどまらず、それぞれの国民金融諸要素の国際金融権能の格差・不均等性に転化する。そしてこの国際金融権能の不均等性が、国民金融諸要素間の量的な諸関係を形成するのである。

機能格差が大きければそれだけそれが影響するところの量的な格差も大きくなる。逆に統合的関係が強ければそれだけそれによって影響される量的格差も縮小する。完全に統合的関係が完成していれば、機能格差が存在しないのであるから、それによって影響を受ける量的諸関係は消滅する。

国民金融諸要素の量的な諸関係を、いくつかの特徴的・典型的なパターンにまとめてみると、独占機能形態、格差機能形態、競合機能形態に分けることができる。例えば、2国モデルでみると、独占機能形態とは、ある国の国民金融諸要素が圧倒的な国際金融権能を有し、ほとんどの国際金融業務を支配して国際金融機能を独占している状態である。格差機能形態は、ある国の国民金融諸要素の独占状態が他の国の国民金融諸要素が国際金融権能を持ち始めたことによって崩れたが、まだ優位な地位を保持しており、例えば7から8割以上の国際金融業務を支配しているような状態である。競合機能形態は、ある国の国民

金融諸要素と他の国の国民金融諸要素が同程度の国際金融権能を有しており、例えばお互いに5から6割の国際金融機能を支配しあって競合している状態である。

このような量的諸関係とその形態は、当然のことにして、時間的・時期的に変化する。それは、国民金融諸要素の質的機能の絶えざる改革、変動が行われているので、そのことによって決定される国民金融諸要素間の質的な機能差異とその相対的な関係が変動するからである。この変動が激しければそれだけ量的諸関係の変動も激しくなる。また、前述したように、国民金融諸要素の性質によって量的変化の速度も異なる。

ある時期やある時点でもみれば、国民金融諸要素間の関係のそれについて、量的な関係の様々な形態が存在しうる。例えば、ある国民金融要素についてはA国が支配的だが、別の国民金融要素についてはB国が支配的などの場合である。また国民金融諸要素の垂直的要素連関のために、すべてにわたってA国の諸要素あるいはB国の諸要素が支配的地位を占めるなどの場合もある。例えば、国際競争力の強い国民経済が、その国の金融機関の国際競争力を高め、さらにその国の市場や諸制度の利用を誘引し、この国の金融当局のヘゲモニーを強めるかもしれない。反対に、金融当局のヘゲモニーが、制度や市場そして金融機関さらに国民経済の国際競争力に反映するかもしれない。

全体としての国民金融諸要素の量的な諸関係は、個々の国民金融要素の量的諸関係によって構成されている。これらの諸関係の組合せによって、ある時期やある時点での国際金融システムの量的な機能体系構造が形成される。またこれらの諸関係の変化とその組合せによってこの機能体系構造はいろいろに変化する。

ところで、国際金融システムの形成要因が、国民金融諸要素だけでなく利用参入でもあったことは前章で述べた通りである。ここまで展開は、前章で検討された質的諸関係を量的な側面からみているので、当然に利用参入は完全に自由化されていることが前提とされている。しかし、先にも述べたように、それぞれの国や金融当局は、それぞれの国の実情にあわせて、利用参入政策をもち、各国の利用参入水準と程度は、対内利用参入あるいは対外利用参入につい

ても、それぞれ異なっている。進んでいる国もあれば遅れている国もあり、各国の参入構造は不均等である。利用参入が実際に実現することによって国民金融諸要素は現実に機能を発揮できる。質的諸関係に影響する利用参入構造を検討する場合にはその総体的・総量的水準の進展をみればよかつたが、ここでは国民金融諸要素の量的諸関係に影響する利用参入構造を検討する必要がある。量的諸関係に影響する利用参入は、相対的比較水準でみなければならない。これらの利用参入によって、それぞれの国民金融諸要素がその機能を行使・発揮できる相対的な量的範囲が決められるからである。

例えば、ここに2国モデルでみて、対内利用参入、対外利用参入ともに自由化が進展しているA国が存在しているとして、他方、B国は、対外利用参入は認めているとしても、対内利用参入をまったく認可していない場合、A国の国民金融諸要素は独占的に機能を発揮することができるが、B国の国民金融諸要素はそれから除外されるということになる（B国籍の金融機関のA国への拠点参入がある場合は、その範囲でそうではないが）。このような参入構造を独占参入形態といつてよい。次にB国においても対内利用参入が進展したとして、しかしそうしてA国の水準と比較して劣る場合には、これを格差参入形態と呼ぶことができる。B国の対内利用参入の自由化がA国と同等の水準まで進展すれば、A国の国民金融諸要素とB国の国民金融諸要素の機能の量的範囲は競合状態になる。これが競合参入形態である。

ただし、ここで問題にしているのは、A国の参入水準と比較してB国がどれだけの水準にあるかという、あくまでA国とB国の相対的な参入度合の関係である。例えば、先に挙げたA国の独占的利用参入の例で、A国の対内利用参入は、完全に自由化された水準に到達している場合もあれば、まだかなり制限された状態になっている場合もある。それでもB国が対内利用参入をまったく制限しているならば、A国の独占的参入状態は維持されるのである。A国の利用参入水準の絶対的な進展度合にはいろんな段階がある。同様のことは格差参入形態や競合参入形態についてもいえる。ちなみに、競合参入形態において、A国の利用参入の自由化が完成段階まで進んでいる状態、すなわちB国においても同水準の自由化が完成している状態が参入統合の段階である。

量的諸関係をみる場合には、前述した形式的利用参入と実質的利用参入の区別が重要になる。利用参入程度の相違が国民金融諸要素の量的な諸関係に影響するのは、機能を発揮できるその形式的な範囲、つまりその上限を設定する限りにおいてであるからである。実際に利用されるかどうかは、諸要素の機能性にかかっている。つまり、利用参入は、それぞれの国民金融諸要素がその機能を行使・発揮できるための必要条件ではあるが、十分条件ではないのである。必要条件という意味では、独占的参入の地位を保持している国が独占的な国際金融権能をもつことになることは当然であるし、さらに利用参入の進展が優位にある国が同時に優位な国際金融権能をもつことはあり得る。利用参入の進んでいる国が、それに対応できるように国民金融諸要素の質的な洗練化を進めていることが多いからである。しかし、十分条件という意味では、A国優位の格差参入形態において、必ずしもA国が優位の国際金融権能をもつとはいえない。B国がより優れた国民金融諸要素を装備しているかもしれない。同様に、A国とB国が競合参入形態にあるとき、実際の機能上の量的諸関係も競合状態になるとは限らない。その場合にA国あるいはB国が優位の国際金融権能をもつかもしれない。一般に、競合参入形態になればなるほど、そして参入統合が進展すればそれだけ、利用参入そのものが国民金融諸要素の量的諸関係に影響を及ぼすことが少なくなる。

国際金融システムの量的側面からみた存在様式は、利用参入の相対的水準と国民金融諸要素の量的諸関係のいろんな組合せによって多様に形成される。第2表は、国際金融システムの量的側面からみた存在様式を、独占形態、格差形態、競合形態という、三つの特徴的な形態に分類してまとめたものである。これを用いて量的諸関係の組合せのいくつかのケースについてみてみよう。

ただし、この表も、国際金融システムの量的側面からのいろんな形態を概略的に理解するための一つの手段にすぎない。現実には、この表では把握できない様々な存在様式やその存在形態がある。また理論的にはいろんな組合せも可能であるが、現実には無理なケースもある。前述したように、現実の存在様式やその運動法則を解明するためには、多大な研究課題が残されている。なお、この表では細かく分類するメリットがない形成要因を簡略化した。また決済機

第2表 國際金融システムの量的諸関係からみた存在様式

形成要因 存在様式		利用参入	金融機関	市場	国民貨幣制度	金融制度・規制監督制度	金融政策・為替政策	金融当局(金融主導)
I 独占形態	ある特定国だけが利用参入の自由化	ある特定国籍の金融機関の業務独占	ある特定国籍の金融機関の業務独占の自由化	ある特定国市場の独占支配力	ある特定国貨幣の独占通用力	ある特定国制度の独占的通力	ある特定国政策の獨占的影響力	ある特定国の獨占的指導権
	格差形態	ある特定国が他に比較してより進んだ利用参入の自由化	業務支配力が優位を占める国籍金融機関と劣位の国籍金融機関が存在	優位国市場と劣位国市場が存在	貨幣通用力の優位な国と劣位な国が存在	優位な制度支配力をもつ国と劣位な国が存在	優位な政策影響力をもつ国と劣位な国が存在	優位な指導権をもつ国と劣位な国が存在
II	競合形態	利用参入の自由化が同程度の国の並存	業務支配力が同程度の国籍の金融機関の並存	市場支配力が同程度の国並存	貨幣通用力が同程度の国並存	制度支配力が同程度の国並存	政策影響力が同程度の国並存	対等の主導権をもつ国並存

能と貸借機能をとくに区別しなかったが、国民貨幣の機能は主に決済機能に関係させて使用することにする。さらに、A国、B国しか存在しない2国モデルであるので、ここでの国際金融システムは、あるタイプの量的機能構造をもった国と、それと正反対のタイプの量的機能構造をもった国で構成されることになる。それゆえ、量的な側面から国際金融システムのさまざまな存在様式を明らかにすることは、同時にある特定国の量的な機能構造のさまざまなタイプも明らかにすることになる。したがってここではA国を中心に考えることにする。B国はそれと正反対のパターンになる。

国民金融諸要素の量的諸関係の組合せの簡単で明快なケースは、ある国のですべての諸要素が同程度に国際金融権能をもっている場合である。国民金融諸要素がそれぞれの機能において相対的自立性をもっているとしても、これまでに何度もふれてきた垂直的要素連関のため、それぞれの国の国民金融諸要素は有機的にかかわり、お互いに影響しあっている。このため国民金融諸要素の力、権能すべてが比例関係になり、ほぼ同程度の支配力をもつのである。これは金融主権の領土支配下にその国の諸要素が集積し、その地域的範囲で機能している場合に多いケースである。例えば、大戦以前の古典的・伝統的なタイプの国際金融市场に典型的にみられる。

この要素支配が比例するケースをいくつかのパターンに分類してみると、第1に、A国の国民金融諸要素がすべて独占的に国際金融権能をもち、B国の諸要素がすべて国際金融機能から排除されるケースがある。A国の金融機関がA国市場でA国通貨建てで独占的に国際金融業務を行うのである。国際金融取引はすべてA国方式の金融制度の方法で取り行われ、すべてA国の規制・監督制度のもとで制御される。またA国の金融政策（金利水準）の独占的影響下に置かれているため、A国は政策調整の一方的な裁量権をもつ。為替政策については他国のかかわりも必要になるが、A国は為替相場の変動・維持や介入政策において自国に有利な方法を主導することができる。これらの独占的支配力を背景にA国の金融当局は、国際金融の外交や交渉の場において独占的主導権をもつことができる。

A国は国際金融センターとして中心的・絶対的な役割を担っているといえる。

センターといつても、ここでのそれはA国とB国で形成された世界でのものであって、これが本当の意味でのセンターに成熟するためには多数国モデルの発展を待たなければならない。A国に世界中のすべての国際金融取引が集中され、金融業特有の集積の利益が発生する。この利益はA国の諸要素の利用者に等しく還元される。A国居住の甲もB国居住の乙も、甲と乙の決済や貸借取引にA国の諸要素を均等に利用するので、利用の際の利便や効率などの利用者利益は等しく還元されるのである。当然これは、A国からみれば非居住者であるB国の乙が、居住者である甲とまったく変わらない待遇を受けている場合の話である。この利用者利益は、A国にとってもB国にとっても質的にも量的にも等しいものである。

これに対して、A国の国際金融権能利益はA国だけに発生する。国際金融権能利益とは、ある国の国民金融諸要素が国際金融機能を遂行することによって、その国籍国にもたらされる利益や便益を総称したものである。さらにA国は国際金融権能費用も負担しなければならない。

B国の居住者も金融機関も、国際金融取引のためにはA国の諸要素を利用しなければならない。B国は国際金融権能利益から排除されるという不利益を被るが、しかし国際金融権能費用を免れるという利益も得る。ただし、これは独占国が利益に見合って費用を負担する限りにおいてである。ちなみに、A国においてもB国においても、それぞれ発生する利益と不利益が相殺的なものとして認識されない傾向にある。どちらの国においても利益よりも不利益がとくに意識される。A国においては、国際金融権能費用が問題にされ、B国においても国際金融権能利益からの排除が重要課題として認識される。

大戦以前の古典的・伝統的なタイプの国際金融センターとして、大英帝国のポンドが隆盛を誇っていた時期がこのようなケースに類似する。もちろん金本位制であるので貨幣機能独占とはいえないが、多量の金を中心していたことと、金節約の効率的決済システムを先進的に整備していたことなど、厳密ではないが諸要素の強大な支配力に類似性をみることができる。同様に、1950年代のドル体制についても厳密には当てはまらないが、類似性をみることができる。⁹⁾

A国の独占的地位は、A国の独占的参入構造のためかもしれないし、あるいは

は、A 国の国民金融諸要素が保有する特別の機能独占によって圧倒的に国際金融取引を支配しているためかもしれない。後者のケースは、B 国も対内利用参入の規制緩和に乗り出したため A 国独占の参入構造が崩れ、例えば A 国優位構造に後退したときにも、A 国が独占的機能を保っている場合である。A 国籍の金融機関の経営方法や管理がとくに優れているかもしれないし、A 国の国民貨幣制度が通貨安定や決済効率において評価されているかもしれないし、効率性や健全性の高い金融制度や規制・監督制度が施行されているかもしれないし、安定した政策環境や好ましい金利環境が提供されているかもしれないし、為替相場の安定度の高い為替政策が採用されているかもしれないし、A 国金融当局はこれらを背景に、さらにこのような行政能力に対する信頼を背景に、国際金融の舞台で優れた指導力を發揮しているかもしれない。ただし、B 国優位の参入構造や A 国・B 国競合の参入構造の場合にも A 国の独占的地位が持続することは、理論的に可能でも現実には不自然である。

第 2 のケースは、B 国の国民金融諸要素も力をつけてきたので A 国の国民金融諸要素の独占的地位が崩れたが、A 国の諸要素がまだ優位性を確保している場合である。B 国籍の金融機関の経営方法や、B 国の国民貨幣制度や B 国方式の金融・規制監督制度、さらに B 国の金利水準や為替政策などが利用者に選好され始めたのである。B 国の金融当局はこれらを背景に発言力を高めることができる。このケースでは参入構造は、A 国優位が自然だが、A 国・B 国競合の場合でも発生する。

第 3 のケースは、A 国の国民金融諸要素のすべてと B 国の国民金融諸要素のすべての支配力がほぼ均衡している場合である。A 国と B 国の諸要素が、利用者の多様な選好動機によってそれぞれ同じ程度に選択されるようになったのである。これにより A 国と B 国の諸要素は競合するほどの国際金融権能をそれぞれ保有するまでになった。A 国・B 国競合の参入構造の場合にこのケースが発生するのが自然だが、A 国優位あるいは B 国優位の参入構造の場合でも起こり得る。

第 2 から第 3 のケースになればなるほど、国際金融システムは複数国の諸要素によって構成されることが多くなる。形式的利用参入という点では、参入統

合に近づけば近づくほど国際金融システムは、現実に、より多くの国民金融諸要素によって形成されるのであるが、実質的利用参入という点では、競合形態に近づけば近づくほど国際金融システムは、実際に、多くの国民金融諸要素によって形成されるようになる。このようになればA国の諸要素とB国の諸要素は国境を越えてますます連関性を強めるようになる。水平的要素連関の進展である。¹⁰⁾

ところで、1960年代以降の多国籍銀行業とユーロ・マネー市場の発展は、このような量的諸関係の組合せをより複雑なものにした。多国籍銀行は国境を越えて進出し他国の金融主権と制度の下で営業を行うし、ユーロー・マネー市場は通貨本国を越えた国の金融主権と制度の下で行われる取引だからである。これまでのケースだとA国においてはA国籍の金融機関が働きA国通貨建ての取引が行われるものと取り扱ってきたが、今後は、A国においてB国籍の金融機関が国際金融業務を取り扱い、さらにA国においてB国通貨建ての国際金融取引が行われることも踏まえて考えなければならないのである。¹¹⁾

例えば、B国籍の金融機関がA国に進出しそこで国際金融業務に携わる場合には、A国市場でA国通貨でそしてA国の金融制度や規制・監督制度で、さらにA国金融当局の権限下で行われることになる。このためB国籍の金融機関の支配が増大しても、同時にそれはA国市場やA国通貨、そしてA国制度の支配を強めることになる。ただし金融主権については金融当局の権限が重複しており、B国籍の金融機関に対してはその本国であるB国の監督権限がある。このためB国金融当局はその権限の範囲内で主導権をもつことができるし、A国金融当局の主導権もその範囲で縮小する。

このようにして、A国市場とA国通貨建て取引が独占的あるいは優位な地位を占めていたとしても、それがA国に拠点参入したB国籍金融機関によって担われている場合には、金融機関という要素については、B国優位か（B国 の独占的な支配は非現実的だとしても）あるいは競合的な状態が生じるケースが起こりうる。A国の要素支配は比例しないのである。

さらにこれに加えて、A国市場における国際金融業務がすべてB国通貨建てであるケースも考えられる。A国市場でB国通貨建てのユーロ・カレンシー

市場が発展した場合である。A国からみれば外貨建て市場（オフショア市場）ということになる。B国籍金融機関によるB国通貨建て取引が増大していかば、B国金融機関とB国貨幣の支配は増していくが、同時にそれはA国市場、A国制度の支配も強めることになる。B国貨幣が国際金融取引に使用される分、B国金融当局の主導権はさらに強まることになる。A国の金融当局の主導権はその分さらに縮小する。

以上のB国籍金融機関がA国に拠点参入したケースとは反対に、例えば、B国市場が対内利用参入規制を緩和して国際金融機能に参入し、A国市場の独占あるいは優位体制が崩れ、例えば競合体制に後退したとしても、A国籍の金融機関が大挙してB国に拠点参入し、そこで国際金融業務の多くを支配することになれば、金融機関という要素ではA国の優位が保持され続けることも有り得る。

以上、要素支配が比例しないケースについて、いくつか理解が容易になるようなパターンを考えてみた。もとより極端なパターンになることは覚悟の上である。ここでは、それぞれの国の国民金融諸要素の様々な支配力によって、国際金融システムが複雑に形成されることを示したかったのである。

なお、第2表に存在様式としてまとめた諸形態は、要素支配が比例するケースに当てはまるが、要素支配が比例しない上述の複雑なケースにはそのまま適用できない。このケースの存在形態を把握するためには別表をつくる必要があるが、複雑になるので省略した。これについては第2表を応用して、第2表の存在形態を基本に、それを個々の形成要因が他の形態として存在する様式を考えればよい。

IV おわりに

本稿の課題は国際金融構造を考察することであった。これについて本稿は、国際金融システムの存在様式と存在形態を質的側面と量的側面から明らかにすることで、つまりより動態的・包括的にそのあり方を検討することで、この課題に応えたのである。その際ここでは抽象的な2国モデルを利用するという方

法を用いた。2国といつてもここにはすべての国民金融システムの存在が抽象化されているので、グローバル・2国モデルということができる。2国モデルによる相対比較という方法を用いた結果、ここでは国際金融システムの存在様式を純粹、簡潔に明らかにすることができた。さらに、抽象的な方法の利点として、いろんな存在の可能性をもつものとして国際金融システムを把握することが可能になった。つまり、具体的・歴史的な諸条件によって制約されずに、国際金融システムの存在様式と存在形態を包括的・総合的に示すことができたのである。

しかし、本稿には2国モデルとしての限界がつきまとう。2国モデルでは接近できない課題がある。これを克服するためには、多数国モデルを利用した考察によって、国際金融システムのより現実的な姿に近づかなければならない。このために多数国モデルでの形態規定が必要になる。

さらに、抽象的モデルとしての限界もつきまとう。現実の存在形態と運動法則の検討のためには、より具体的な内容や条件が必要である。本稿では、複合性であれ統合性であれ質的諸関係の考察には、すべて国民金融諸要素の相対的な比較という方法で検討してきた。国民金融諸要素の機能の絶対的内容は問題にしてこなかった。これをふまえた国際金融システムの具体的な検討が、今後の課題となる。その際、それぞれの時代状況や国際関係、金融技術や制度管理技術の発展、国民経済や世界経済の発展など、様々なそれぞれの時代特有の要因や特殊な要因がここに関係する。量的諸関係についても相対的な量的諸関係を問題にしてきたが、前述したように国民金融システムの絶対的な量的規模や量的水準については関わってこなかった。これをふまえた国際金融システムの量的諸関係の考察も必要である。以上の考察は、より具体的な理論段階で明らかにされなければならない。

ただしその前に、国際金融システムの抽象的な形態規定をふまえて、システムとしての国際金融システムの評価が必要である。無味乾燥な単なる形態規定ではなく、人間の管理能力が問われなければならない。このためには、評価基準として金融の公共性と国際公共性、および金融の公共性概念の検討が不可欠になる。

注)

- 1) 本稿は、拙稿 [1995]「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号、および拙稿 [1996]「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号に続くものである。
- 2) 本稿でもって、2国モデルでの国際金融システムの研究は一応のところ完了である。しかし、筆者の理論的枠組みをつくることを急いだことと、学内諸事の多忙さに追われ十分な時間的余裕がなかったことのため、不満足なものに終わってしまった。用語・概念や枠組みについて十分な掘り下げができるていない所があるし、また十分に学説や文献の整理ができているわけではない。その点で、これまでの研究は試論的性格の強い暫定的なものである。いずれ稿を改めて再検討する予定である。このため本稿は未定稿の部分もあるので、図表を他に引用もしくは転載される場合には筆者の了解を得ていただきたい。
なお、すでに規定枚数に達しているので、以下の注は参考文献の紹介など最小限にとどめる。今後に続く稿でその検討成果を明らかにする予定である。
- 3) 1980年代以降、参入統合の進展に促されて、各国の金融制度全般についての国際比較研究が現れるようになった。Pecchioli R.M. [1983] [1987], 拙稿 [1988], 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1987] [1993], Broker G. [1989], 三木谷良一・太陽神戸三井総合研究所編 [1991], Friedland J.H. [1994], 大場智満・増永嶺監修, (財)国際金融情報センター編 [1995a] [1995b] [1995c] などである。とくに最後の文献は、33ヶ国もの国をカバーし、各種市場から金融制度、そして規制監督制度まで調査した総合的なものである。
- 4) 参入諸規制の緩和・解除・自由化の各国の動向を知るためには、United Nations Centre on Transnational Corporation [1988], Walter I. [1988], Bank of England [1989] に主要先進国の規制緩和の歴史についての詳しい年表が掲載されている。OECD 加盟諸国については、OECD 自由化コードの批准と留保状況について詳細に説明した、OECD [1990] が有用である。最も多くの国を調査対象国としているのは、International Monetary Fund [各年版]（抄訳）日本貿易振興会〔隔年版〕である。152ヶ国の為替・管理制度や、輸出入制度、資本取引規制の動きを年を追って調査している。
- 5) OECD [1990] には、メンバー国の中の自由化の進展をダイヤグラムで表示した図がある。対内直接投資、資本市場の対外利用などで、留保国が多い。筆者が大蔵省から入手したOECD自由化コードの最近の各国の留保状況一覧表をみても、短期金融市场の取引、預金勘定の運営、クロス・ボーダー取引などで留保国が多い。
メンバー国の中の自由化の進展を反映して、OECDは1989年に新しい自由化コードを取り決めた。簡単に言うと、①以前のコードではカバーされてなかった取引方法や諸活動をふくめ、事実上すべての資本移動が自由化義務に盛り込まれたこと、②貿易外取引自由化コードの「銀行と金融サービス業」のところに、決済サービス、

銀行と投資サービス、資産管理や投資顧問などの広範なクロス・ボーダー・サービス業が導入されたこと、③すでに資本移動コードの対内直接投資でカバーされている拠点設立権利と内国民待遇要件に加えて、非居住者企業の支店や出張所についても平等な扱いを求める条項が導入されたことである。OECD [1990] pp.52-61。

クロス・ボーダー・サービス取引について、OECDは二面的な定義をしている。①ある国の企業が他の国の資本市場にアクセスする時、その国に居住し、そこで国際取引に着手し、その認可を受けている専門仲介人ではない仲介人を介してでも、資本市場にアクセスできる取引のこと、②ポートフォリオ管理、年金基金管理、M&Aなどの投資アドバイスのように金利や配当ではなく手数料や委託料によって報酬が支払われる取引のこと。OECD [1990] pp. 56-57。

OECDの自由化の定義は次のものである。「貿易外取引と資本移動の自由化とは、それぞれのメンバー国の居住者が相互に取引を締結することを当該当局によって自由なものとして認められている、およびそれによって発生する通貨を越えた支払いが許されていることを意味する。完全な自由化とは、OECD地域内の国際市場で、差別なく、平等な条件で自由競争が行われていることを意味する。」OECD [1990] p.75。

- 6) 金融統合研究には、金融統合を参入統合として把握し、実質金利の平準化動向など、統合の指標とその推計方法を検証しようとするものが多い。Adrian Blundell-Wignall and Frank Browne [1991], 藤本幸一・国枝康雄・上原雄一 [1995], Fukao M. [1993], International Monetary Fund [1991], Oxelheim L. [1990], Stansell S.R.(ed.) [1993], Stein J.L. [1991] などである。
- 7) 経済統合については、Balassa B. [1961] (邦訳) 中島正信 [1962], 杉本昭七 [1986], El-Agraa A.M. [1988] を参照。バラッサは、経済統合について、(1)自由貿易地域、(2)関税同盟、(3)共同市場、(4)経済同盟、(5)完全なる経済統合という、五つの形態と段階を示している。Balassa (邦訳) 中島正信 [1962] 4頁から5頁。
- 8) EC統合からEU統合の進展については、多くの文献があるので、ここでは金融統合についての次の代表的な研究成果を挙げておくにとどめる。星野郁 [1987] [1989], 東京銀行調査局 [1989 a] [1989b], 相沢幸悦 [1990], 藤井良広 [1991], 田中素香 [1991], 中川辰洋 [1993] などである。
- 9) 古典的な国際金融市场や国際金融センターの条件について、マードン・ナドラーは、「国際金融市场の先要条件」として、「安定通貨、自由為替市場、健全なる銀行組織、割引市場、政治的安定」を挙げる。Madden J.T. and Nadler M. [1935] (邦訳) 東京銀行集会所 [1935] 43頁から47頁。アインチッヒは、「国際金融覇権の諸条件」として、「対外貸付に振り向け得べき豊富なる資金、適当なる銀行組織、金融市场の自由、好んで外国証券を購入保有する投資的公衆、安定通貨、整備せる金融市场、整備せる外国為替市場」を挙げている。Einzig P. [1931] (邦訳) [1931] 12頁から31頁。いずれも国民金融諸要素のそれぞれの働きに注目したものである。国際金融市场の発展条件として、どのような国民金融諸要素のどのような

機能が必要とされるようになるかは、それぞれの時代や時期の政治的・経済的・科学技術的諸条件によって変化する。

現代の国際金融センターについてパネル・ディスカッションを開催・検討したものが、金融研究会（日本銀行金融研究所）[1988 b]である。そこでは国際金融センターとは、「複合体としての市場に、人的・物的インフラストラクチャーが加わったもの」で、「非居住者も居住者と同等の条件で参加できることが重要」という点で意見の一致をみたとのこと。さらに国際金融センターの成立・発達の条件としては、「地理的条件、政治的・社会的・歴史的条件、インフラ的・制度的条件、資源的・物理的条件等の重要性」が指摘され、さらに「センター所在国の経済力、所在国通貨が基軸通貨であること、対外資本供給力の重要性」も指摘されたとのことである。その他に、拙稿[1985]、Helleiner E. [1994]、Kapstein E.B. [1994]、石見徹[1995]、Richard R.(ed.) [1994a] [1994b] [1994c] [1994d]。最後の文献は包括的に研究成果を集めた大著である。

- 10) 国際金融の働きを、国民金融諸要素が水平的に連関したシステムとして把握することが重要である。この点で、国際金融市场研究について古典的名著を著したマーダン・ナドラーの次の指摘は傾聴すべきものがある。「狭義の意味においては国際金融市场とは、世界を舞台として金融取引を行う主要国際金融中心地を指す。…(略)…個々別々の市場を指すのではなく、国際金融中心地に存在するすべての市場を包含したものと解すべきである。…(略)…広義の国際金融市场とは世界における各個の金融中心市場の相関関係とその活動の全体を指す。」Madden J.T. and Nadler M. [1935] (邦訳) [1935] 41頁から42頁。
- 11) ユーロ市場については、Dufey G. and Giddy I.H. [1978] (邦訳) 志村嘉一・佐々木隆雄・小林襄治 [1983]。現代の国際金融市场について総合的に調査したものの、Giddy I.H. [1994], Corbridge S., Martin R. and Thrift N. (ed.) [1994] がある。

[参考文献]

- Adrian Blundell-Wignall and Frank Browne [1991] *Increasing Financial Market Integration, Real Exchange Rate and Macroeconomic Adjustment*, OECD Working Papers No.96.
- Aliber R.Z. [1978] "The Integration of National Financial Markets: A Review of Theory and Finding", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 114.
- Balassa B. [1961] *The Theory of Economic Integration*, Richard D.Irwin. (邦訳) 中島正信 [1962]『経済統合の理論』ダイヤモンド社.
- Bank of England [1989] "London as a Financial Centre", *Bank of England Quarterly Bulletin*, November.
- Benzie R. [1992] *The Development of the International Bond Market*, BIS

- Economic Papers No.32.
- Brady N.F.[1990] "Global Competition: A Catalyst for Restructuring U.S. Financial Services", *Issues in Bank Regulation*, Vol.14, No.1, Summer.
- Bingham TR G.(BIS) [1991] "The Changing Face of the Global Financial Market", *The Journal of International Securities Markets*, Autumn.
- BIS [1986] *Recent Innovations in International Banking*, April.
- Broker G. [1989] *Competition in Banking*, OECD ,Paris.
- Bryant R. C. [1987] *International Financial Intermediation*, Brooking Institution. (邦訳) 高橋俊治・首藤恵 [1988]『金融の国際化と国際銀行業』東洋経済新報社.
- Corbridge S., Martin R. and Thrift N.(ed.) [1994] *Money, Power and Space*, Blackwell Publishers.
- Corrigan E.G.[1987] "Coping with Globally Integrated Financial Markets" , *FRBNY Quarterly Review*, Winter.
- Dufey G. and Giddy I. H. [1978] *The International Money Market*, Prentice-Hall. (邦訳) 志村嘉一・佐々木隆雄・小林襄治 [1983]『国際金融市场』東京大学出版会.
- Edward F.R. and Patrick H. T. (ed.) [1991] *Regulating International Financial Markets: Issues and Policies*, Kluwer Academic Publishers.
- Einzig P. [1931] *The Fight for Financial Supremacy*. (邦訳) 山本米治 [1931]『国際金融争覇戦』千倉書房.
- El-Agraa A. M. [1988] *International Economic Integration*, Second Edition, Macmillan Press
- 石見徹 [1995]『国際通貨・金融システムの歴史 1870~1990』有斐閣.
- 藤井良広 [1991]『欧州通貨統合』日本経済新聞社.
- 藤本幸一・国枝康雄・上原雄一 [1995]「金融資本市場のグローバル化の現状と展望」『東銀経済四季報』1995年夏.
- Friedland J.H. [1994] *The Law and Structure of the International Financial System: Regulation in the United States ,EEC, and Japan*, Quorum Books.
- Fukao M. [1993] "International Integration of Financial Markets and the Cost of Capital", *The Journal of International Securities Markets*, Volume 7, Spring/Summer.
- 外国為替等審議会国際金融における諸問題に関する専門部会 [1992]「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」『国際金融』7/1.
—— [1996]「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備」全国銀行協会連合会『金融』592号, 7月.
- Giddy I.H.[1994]*Global Financial Markets*, D.C.Heath and Company.
- Helleiner E. [1994] *States and the Reemergence of Global Finance:from*

- Bretton Woods to the 1990s*, Cornell University Press.
- 星野郁 [1987] 「ECにおける資本移動の自由化」九州大学『経済学研究』第53巻第3号。
- 星野郁 [1989] 「金融の自由化・国際化と EC 金融統合の進展」『国学院経済学』第37巻第2号。
- 池上惇 [1984] 『管理経済論』有斐閣。
- [1990] 『財政学——現代財政システムの総合的解明』岩波書店。
- [1996] 『現代経済学と公共政策』青木書店。
- 相沢幸悦 [1990] 『ECの金融統合』東洋経済新報社。
- International Monetary Fund [1991] *Determinant and Systemic Consequences of International Capital Flows*, IMF Occasional Paper No.77, March.
- International Monetary Fund [各年版] *Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions*. (抄訳) 日本貿易振興会〔隔年版〕『世界の貿易・為替制度』1981年より隔年発行。
- 伊豆久 [1995] 『金融グローバル化の政治経済学』『証券経済』第191号, 日本証券経済研究所。
- J.-L.ムキエリ, 佐々波楊子 [1993] 『日欧: 競争と協調の新時代』文眞堂。
- Kapstein E.B. [1994] *Governing the Global Economy – International Finance and the States*, Harvard Univ. Press.
- 経済企画庁総合計画局編 [1990] 『グローバル化する金融システム』大蔵省印刷局。
- 紀国正典 [1985] 「金融的従属論——ヴェ.イ.レーニンの概念の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第23・24合併号。
- [1988] 「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム——C. M. フリーセンの国際比較調査の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第32号。
- [1989] 「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」高知大学経済学会『高知論叢』第35号。
- [1992] 「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知大学経済学会『高知論叢』第45号。
- [1993] 「多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム」高知大学経済学会『高知論叢』第46号。
- [1993] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャ——BIS 統計の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第48号。
- [1995] 「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号。
- [1996] 「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号。
- Koster M.H. and Meltzer A.H.(ed.) [1991] *International Competitiveness in*

- Financial Services*, Kluwer Academic Publishers.
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1987]「金融のグローバル化と制度的対応」『金融研究』第6巻4号、日本銀行金融研究所。
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1988a]「金融のグローバル化と国際通貨制度」『金融研究』第8巻1号、日本銀行金融研究所。
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1988b]「国際金融センターの現状と展望——国際金融取引の中核としての役割」『金融研究』第8巻3号、日本銀行金融研究所。
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1993]「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」『金融研究』第12巻3号、日本銀行金融研究所。
- Llewellyn D.T. [1980] *International Financial Integration*, Macmillan.
- Lamfalussy A.(BIS)[1987] "Worldwide Competition in Financial Markets: Issues for Banking Supervisors", *Issues in Bank Regulation*, Vol.10 No.3, Winter.
- Madden J.T. and Nadler M. [1935] *The International Money Markets*. (邦訳) 東京銀行集会所 [1935]『国際金融市場論』東京銀行集会所。
- McNees D.E.[1990] "Global Financial Market Structure: Implications of Regulations for Competitiveness", *Issues in Bank Regulation*, Vol.14, No. 2, Fall.
- 三木谷良一・太陽神戸三井総合研究所編 [1991]『世界の金融自由化——先進7ヶ国・ユーロ市場の比較』東洋経済新報社。
- 中川辰洋 [1993]『EC通貨・金融統合と資本市場』東洋経済新報社。
- 中谷巖 [1987]『ポーダレス・エコノミー』日本経済新聞社。
- OECD [1990] *Liberalisation of Capital Movements and Financial Services in the OECD Area*, Paris.
- 大蔵省内国際金融取引研究会編（外国為替等審議会専門部会報告書）[1988]『変貌する国際金融—グローバリゼーション下のリスク管理と環境整備—』外国為替貿易研究会。
- 尾上修悟編著 [1993]『国際金融論』ミネルヴァ書房。
- 大場智満・増永嶺監修、(財)国際金融情報センター編 [1995a]『世界の金融・資本市場、第1巻先進諸国編』金融財政事情研究会。
- [1995b]『世界の金融・資本市場、第2巻アジア、大洋州編』金融財政事情研究会。
- [1995c]『世界の金融・資本市場、第3巻中南米、中東、旧ソ連、東欧編』金融財政事情研究会。
- Oxelheim L. [1990] *International Financial Integration*, Springer-Verlag.
- Pecchioli R.M. [1983] *The Internationalization of Banking*, OECD Paris.
- [1987] *Prudential Supervision in Banking*, OECD Paris.
- Porter T. [1993] *States, Markets and Regimes in Global Finance*,

- Macmillan Press.
- Richard R.(ed.) [1994a] *International Financial Centres 1: Concepts, Development and Dynamics*, Edward Elgar Publishing.
- [1994b] *International Financial Centres 2: Global Financial Centres*, London, Newyork, Tokyo, Edward Elgar Publishing.
- [1994c] *International Financial Centres 3: International Financial Centres of Europe, North America and Asia*, Edward Elgar Publishing.
- [1994d] *International Financial Centres 4: Offshore Financial Centres*, Edward Elgar Publishing.
- Shepherd W.F. [1994] *International Financial Integration: History Theory and Applications in OECD Countries*, Avebury Ashgate Publishing.
- Stansell S.R.(ed.) [1993] *International Financial Market Integration*, Blackwell Publisher.
- Stein J. L. [1991] *International Financial Markets: Integration, Efficiency and Expectations*, Blackwell Publisher.
- 杉本昭七 [1986]『経済統合の歴史と統合理論の再構築』京都大学経済研究所, KIER 8603.
- 編著 [1993]『現代世界経済の転換と融合』同文館.
- Swary I. and Topf B. [1992] *Global Financial Deregulation*, Blackwell Publisher.
- 田中素香 [1991]『EC統合の新展開と欧州再編成』東洋経済新報社.
- 東京銀行調査部 [1989a]「ECにおける資本移動の自由化」『東京銀行月報』1989年3月.
- 東京銀行調査部 [1989b]「EC金融統合とイギリスの対応」『東京銀行月報』1989年11月.
- 鶴見誠良編 [1988a]『金融のグローバリゼーション』法政大学出版局.
- 鶴見誠良・林直嗣編 [1988b]『金融のグローバリゼーション』法政大学出版局.
- United Nations Centre on Transnational Corporation [1988] *Transnational Corporations in World Development*, United Nations.
- Walter I. [1988] *Global Competition in Financial Services*, Ballinger Publication. (邦訳)木村雄偉・平木多賀人 [1989]『グローバル金融サービス』東洋経済新報社.
- [1992] "The Battle of the Systems: Control of Enterprises and the Global Economy" *The Journal of International Securities Markets*, Volume 6 ,Winter.